

苓北町事業継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている町内事業者に対して、事業の継続を支えるため、苓北町事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、苓北町補助金交付規則（平成19年苓北町規則第32号。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、町内に住所を有する法人又は個人事業者で、国制定の持続化給付金若しくは熊本県制定の事業継続支援金の給付対象者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、前条に規定する給付対象者が受ける給付額と同額とする。ただし、法人については20万円を、個人事業者については10万円を限度とする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、苓北町事業継続支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。なお、この申請書をもって実績報告とみなすものとする。

- (1) 持続化給付金若しくは事業継続支援金の申請の際に提出した証拠書類等の写し
- (2) 持続化給付金若しくは事業継続支援金の給付通知書の写し

(支援金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、審査のうえ適当と認める者に対し、苓北町事業継続支援金交付決定通知書（様式第2号）により、支援金の額を明記し通知する。なお、この通知書をもって確定通知とみなすものとする。

(支援金の請求)

第6条 支援金を受けようとする者は、前条の交付決定通知書に基づき、苓北町事業継続支援金請求書（様式第3号）により請求を行うものとする。

(支援金の交付)

第7条 町長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに指定口座に支援金を振り込むも

のとする。

(支援金の返還)

第8条 町長は、支援金を受けた者が、虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときは、既に交付した支援金の全部又は一部について期限を定め、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。